

# 新たに規制される区域

川口警察署管内  
(北園町区域)



武南警察署管内  
(南鳩ヶ谷2丁目区域)



区域  
ここから

生活道路の最高速度  
時速30キロ規制  
と交通安全対策を  
実施します。

新たに2区域が追加



ドライバーのかたは、速度規制を守ってゆっくり走ってください。  
※交通規制の開始は、標識や標示が設置された時からです。

## ゾーン30とは

生活道路における歩行者等の安全な通行を確保することを目的として区域(ゾーン)を定めて時速30<sup>+</sup>の速度規制を実施するとともに、歩道の確保などの安全対策を必要に応じて組み合わせ、ゾーン内における速度抑制や、ゾーン内を抜け道として通行する行為の抑制等を図る生活道路の安全対策です。

問い合わせ…川口警察署交通課 ☎048-253-0110 (代表) 武南警察署交通課 ☎048-286-0110 (代表)  
川口市交通安全対策課 ☎048-259-9003 (直通)

2/1(土)

から  
受付開始

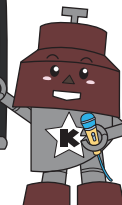
## 平成26年度 交通・学童等災害共済

★万が一の事故に備えてぜひご加入ください

	交通災害共済	学童等災害共済
共済制度とは	市民のみなさんが会費を出し合って、不幸にして交通事故にあった場合、見舞金を支給する助け合いの制度です	18歳未満のかたを対象として、会費を出し合って、生活全般の事故(交通事故や学校管理下の事故を除く)にあった場合、見舞金を支給する助け合いの制度です
加入できるかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されているかた	市内に居住し、住民基本台帳に登録されている18歳未満のかた
年会費	大人 500円 18歳未満 100円	100円
共済期間	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで (4月1日以降に加入した場合は申込受付時から平成27年3月31日まで)	
対象となる事故	自動車、バイク、自転車など車両が関係した交通事故など(自転車の単独事故も警察署に交通事故の届け出をしてください)	遊び中の事故、スポーツによる事故、そのほか生活全般にわたる事故(交通事故や学校管理下の事故を除きます)
見舞金	1等級の150万円から8等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給	1等級の100万円から7等級の1万5千円まで、傷害の程度に応じて支給(最低7日以上以上の治療実日数が必要です)
加入方法	次の場所で加入申込書に会費を添えてお申し込みください ①交通安全対策課(市民会館事務棟2階)、各支所、川口駅前行政センター、各連絡室 ②公民館での出張受付(下の日程表をご参照ください) ③加入申し込みの取りまとめを実施している町会・自治会	

### 公民館出張受付日程表

2月	9:30~11:30	13:30~15:30
14日(金)	上青木公民館	南平公民館
18日(火)	前川公民館	里公民館
19日(水)	芝北公民館	戸塚西公民館
20日(木)	領家公民館	横曽根公民館
21日(金)	芝富士公民館	芝富士公民館



問い合わせ…交通安全対策課 ☎048-259-9023 FAX 048-254-3471